

参入促進・連携（グループ化）に関する協定書

〇〇社団法人〇〇医師会（以下「甲」という。）とこれから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等（以下「乙」という。）及び乙の取組を支援（補完）する医療機関（以下「丙」という。）は、地域で支え合う医療機関等の連携体制を構築するために必要な3つの取組を行うことで、利用者への安心感の醸成と在宅医療に取り組む医師の負担軽減を図っていくことを目的として、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等の連携を図り、地域で支え合う体制構築（参入促進・連携（グループ化））に取り組むことを目的とする。

（連携・協働事項）

第2条 在宅医療を提供する切れ目のない診療体制の仕組みづくりを行うため、疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について（平成29年3月31日付け医政地発0331第3号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）在宅医療の体制構築に係る指針第2医療体制の構築に必要な事項2（5）及び（6）に記載されている「在宅医療において積極的役割を担う医療機関（連携医療機関に選定）」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点（郡市医師会）」として、相互に連携・協働し、取り組むものとする。

（協定の有効期間）

第3条 締結の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲、乙及び丙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、連携・協働事項の検討・実施により知り得た個人情報を、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（疑義の決定）

第5条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議して必要な事項を決定する。

付 則

協定書を締結するため、3通作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲

乙

乙

丙
